

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 12 月 8 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1600250号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1600124号

第1 結論

請求期間のうち、平成8年4月19日から同年6月21日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年4月19日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

平成8年4月19日から同年6月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年4月19日から同年6月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和27年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成7年3月20日から平成8年1月1日まで
② 平成8年1月1日から同年2月21日まで
③ 平成8年4月19日から同年6月21日まで

私は、請求期間①においてB社に、請求期間②においてC社(現在は、D社)にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の記録ではこれらの期間が被保険者期間となっていない。両社は、社長も従業員も同じで、私の業務内容も変わらなかったので、会社名が変わっただけだと思っていた。

また、私は、A社に平成8年4月19日から勤務していたが、厚生年金保険の記録では同年6月21日に資格取得となっており、請求期間③が被保険者期間となっていない。

調査の上、請求期間①から③までの厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間③について、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、請求者が平成8年4月19日から平成10年3月6日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、回答した者全員が、A社に勤務していた期間と同社に

において厚生年金保険に加入していた期間は同じである旨を回答している上、同社において請求期間③の前後1年以内に厚生年金保険被保険者の資格を取得している請求者の整理番号の前後の被保険者5名の雇用保険の記録を調査したところ、請求者が前任者として挙げる同僚を含む5名全員について、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致していることが確認できることから、当時、同社では、採用した従業員について、入社と同時に厚生年金保険と雇用保険に加入させる取扱いであったことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③の標準報酬月額については、平成8年6月の厚生年金保険の記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年4月19日から同年6月21日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び②について、雇用保険の記録及び従業員の陳述から、請求者が、当該期間において、B社及びC社に継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求期間②においてC社の社長であったとしているB社の請求期間①当時の事業主は、「B社において、請求者を厚生年金保険に加入させていなかった。したがって、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない。C社においても同様である。」と回答している。

また、B社及びC社の複数の従業員に照会したものの、請求者と業務内容や勤務形態の同質性が高い同僚を確認することができない上、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な陳述を得ることができない。

さらに、B社の当時の事業主及びD社の現在の事業主は、共に当時の資料は残っていないと回答している上、請求者も、当時の給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（神奈川）（受）第1600262号
厚生局事案番号：関東信越（神奈川）（厚）第1600125号

第1 結論

1 請求者のA社における平成18年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成18年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年7月13日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のB社における平成19年7月12日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

平成19年7月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和29年生

住 所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成18年7月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月

請求期間①及び②については、A社から、請求期間③については、B社から賞与が支払われ、これらの期間において、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与額の記録が無い。

請求期間①から③までに係る賞与明細書等の書類は無いが、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、金融機関から提出された当該期間に係る請求者の普通預金元帳の写し、当該期間に係る同僚の給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）の写し及びA社の取締役の陳述から判断すると、請求者は、同社から当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記普通預金元帳の写しで確認できる振込日から、請求期間①は平成18年7月13日、請求期間②は同年12月14日とすることが妥当である。

また、請求期間①及び②の標準賞与額については、上記普通預金元帳の写し及び同僚の給与明細書（夏期賞与、冬期賞与）の写しにおいて推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年7月13日及び同年12月14日の賞与について、「当時の資料は残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③について、金融機関から提出された当該期間に係る請求者の普通預金元帳の写し及び当該期間に係る同僚の給与明細書（夏期賞与）の写しから判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間③の賞与支給日については、上記普通預金元帳の写しで確認できる振込日から、平成19年7月12日とすることが妥当である。

また、請求期間③の標準賞与額については、上記普通預金元帳の写し及び同僚の給与明細書（夏期賞与）の写しにおいて推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月12日の賞与について、「当時の資料は残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1600263号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1600126号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月13日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成19年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和62年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月14日

A社から平成19年12月14日に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録が無い。

請求期間に係る給与明細書（冬期賞与）の写しを提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与明細書（冬期賞与）の写し、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る預金取引明細表及び同僚から提出された当該期間に係る給与明細書（冬期賞与）の写し等から判断すると、請求者は、請求期間に5万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記給与明細書（冬期賞与）の写しに「2007/12/14」と記載はあるが、上記預金取引明細表で確認できる振込日から、平成19年12月13日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年12月13日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付し

たか否かは、当時の資料が残っていないため不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。